平成２７年７月７日

全国的な学力調査に関する専門家会議

専門家会議委員の皆様

大阪府教育委員会

教育長　向井正博

**大阪府公立高等学校入学者選抜における「府内統一ルール」について**

今般、大阪府教育委員会は、平成２８年度の高等学校入学者選抜より、各中学校が作成する調査書の評定を、集団に準拠した評価(いわゆる相対評価)から、目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)に変更することとし、その評定の公平性を担保する方策として、全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」）の大阪府及び各中学校の平均正答率を活用する「府内統一ルール」を示しました。

初めて選抜に絶対評価を導入するにあたり、各中学校では、評価活動の充実に向けた研修等の取組みを行ってきており、府教育委員会としても各中学校の評定結果を尊重することを前提とし、その妥当性・信頼性をさらに高める取組みと考えております。

１.全国調査を活用することについて

「府内統一ルール」は、今年度受験する生徒が参加した府独自調査(チャレンジテスト[27/1/14実施])の評定平均を基準にしております。これを基に、全国調査における府全体の平均正答率と各学校の平均正答率の比により、各中学校が評定を作成する際の目安を示すものです。

くわえて、目安となる数値には±0.3の幅を設けており、各中学校の主体的な評価活動を妨げるものではありません。

また、全国調査の各中学校の平均正答率のみを活用するものであり、個々の生徒の調査結果を直接評価に用いるものではありません。

２.全国調査の適切な実施のための指導及び事後検証について

市町村教育委員会からは、当日の実施について、特段の支障や不測の事態はなかったとの報告を

受けており、不適切な指導や不正な行為は生起しておりません。

３.生徒、保護者、中学校教職員、市町村教育委員会への説明について

これまで、市町村教育委員会、中学の校長等対象の説明会を計１４回開催し、丁寧な説明を行う

とともに、リーフレットを作成・配布し、生徒・保護者への周知を図ってまいりました。

すでに、各市町村教育委員会では「府内統一ルール」を適応した場合のシミュレーションを行っ

ており、今回の方策が充分妥当性のあるものと理解されてきております。

この間ご指摘いただいた懸念・問題点への対応や調査の適切な実施等につきましては、本年４月１５日及び７月１日に文部科学省にご報告いたしました。

府教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会への指導・助言、各学校や生徒・保護者への丁寧な説明を行ってまいります。

委員の皆様におかれましては、何卒、本方策にご理解賜りますようお願いいたします。

２－１６